

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年1月13日（水）10:25～10:35
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

佐藤 守孝 厚生労働省老健局高齢者支援課長

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備基準の緩和について
 - 3 閉会
-

○藤原次長 おはようございます。

国家戦略特区のワーキンググループを開催いたします。

最初のテーマは、ユニット型指定介護老人福祉施設の設備基準の緩和ということで、北九州市からの提案をいただきまして、厚労省にも既にこの要望を投げておるところでございます。

北九州市は、指定されたこともありますのでございますが、規制改革の扱いについて、事務局としても何度か厚労省とは基本的には特区でできないかということでお話をしてきて、前向きに取り組んでいただいております。

これは斟酌基準ということもあって、どこまで特区の制度になじむかどうかという議論はテクニカルにはあったのでございますが、前向きに考えていただいている中で、恐らく今月中に北九州市ほか3次指定が正式に政令指定できると思いますので、こういった規制改革の項目を早く固めて使っていただくことが喫緊の課題になっておりますので、本日は

そういういた議論になればと思っているところでございます。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 早朝からお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願ひいたします。

○佐藤課長 厚生労働省でございます。よろしくお願ひいたします。

北九州市からは、ユニット型指定介護老人福祉施設における共同生活室の柔軟な運営ということにつきまして、御提案がございましたので、御説明させていただきます。

中身は、ユニット型の共同生活室は、現在の規定ですと、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状とすることと定められてございますけれども、これを介護ロボットの導入を促進し、介護サービスの生産性向上を目指すために、その共同生活室を、隣接する2つのユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を保有するものとして、その形状について、現在の参酌基準の柔軟な運用をお願いしたいという中身でございます。

厚生労働省といたしましては、介護ロボットの導入を促進し、介護サービスの生産性の向上を目指すことは極めて重要であると考えておりますし、市からの御提案の内容を踏まえまして、御要望のありました共同生活室の柔軟な運営について、前向きに検討させていただきたいと考えております。

具体的に申し上げますと、現在、省令におきまして運営基準を定めておりまして、その中で共同生活室は参酌すべき基準ということになっておりまして、各自治体がその省令の基準を踏まえて条例をみずから定めることにより、独自に規定を設けることはできるようになっておるところではございます。

平成23年に厚労省で発出させていただいたQ&Aがございまして、より細かいQ&Aの中で、その共同生活室の壁については、可動式にするなど、ユニットケアを損なうおそれがあると考えられるものについては、そのユニット型個室の特別養護老人ホームの構造として適切なものとは言えないとしているところでございまして、市が御提案のような共同生活室を設けにくい状態になっておりました。

今般、市の御要望の内容を踏まえまして、先ほど次長から特区になじむかどうかという議論があるという御指摘もございましたけれども、もしそれになじむということでございますれば、国家戦略特区の区域内であれば、今、申し上げましたQ&Aの特例的な解釈運用を可能とすることで、御要望の実現を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

では、この特例的な解釈運用は、Q&Aの中に付されるわけでしょうか。それとも、実際は文章にはしないということになるのですか。

○佐藤課長 私どもとしては、今、Q&Aは事務連絡という形で全国に出しておりますこ

とから、特区でありますれば、当該特区について、何か事務連絡という形をもって免除するところが今の時点では考えられると思っております。

○八田座長 わかりました。

どうぞ。

○本間委員 ちょっと先走るような話ですけれども、例えば、介護ロボットそのものを導入することを条件に、一般的に開放されていくという方向での検討はされているのでしょうか。

○佐藤課長 このユニット型という趣旨がまさに入居者のなじみの関係で、交流して共同で日常生活を営むための空間としての共同生活でございますので、基本的にはその趣旨がまずはございます。

実際に介護報酬がユニット型かそうではないかによって違つてまいりますことから、ある意味、どこまで一般化していくかということは将来に向けた課題になると思っておりますけれども、今回、まずもって、このところについて臨時措置をさせていただくことができればと思っております。

○八田座長 それでは、先ほどおっしゃった、特区に対する事務連絡の中では、これを連結して使っていいですよという形でお書きになるのか、それとも、ロボットなり何らかのIT技術を使うならば2つを統合していいのですよとお書きになるのか、その辺はどうでしょうか。

○佐藤課長 濟みません。これから策定に向けて検討に入りますので、表現は今後も検討しますけれども、できるだけ御趣旨に沿った形で対応してまいりたいとは考えております。

○八田座長 もう一つは、介護報酬が関係あるということでしたが、それはどういうことですか。

○佐藤課長 端的に申しますと、ユニットケアの場合と従来型の多床室という場合で、いわゆる介護サービスに対する対価としての報酬の額といいますか、設定水準が違うこともあります。

○八田座長 ということは、今回は基本的にはユニット型だけれども、共同生活室だけは共同にするということで、介護報酬で不利になることはないということですね。

○佐藤課長 おっしゃるとおりで、要は、ユニットをどこまで許容するかという枠組みの中での整理であると理解して、対応していきたいと思っております。

○八田座長 わかりました。

そうすると、細かい文言については、今後も事務的にも詰めていただくということですかね。

○藤原次長 おっしゃるとおりでして、今日も前向きのお話をいただいております。今日はワーキンググループの方向性について御了解をいただいたということでございますので、今、座長におっしゃっていただいたような実際の事務連絡、通知の内容を事務的にも見させていただきまして、またワーキンググループの委員にもお諮りしながら、スピード感を

持ってやっていく必要があると思っています。申し上げたように、恐らく指定が当初予定よりも少し早まって今月にも北九州市の正式な指定ができますので、すぐに区域会議とか、そういう話になることもあるって、スケジュールを早目に、これを活用した特定事業という形で具体的なプロジェクト、事業にしていく必要があると思います。また厚労省とよく相談をしながら、恐らくそういった通知の発出ということをもっての事業化ということになると思います。

○八田座長 これは、将来、日本全体でも活用できるかもしれないような前向きな提案が地方から出てきて、それに対して非常に積極的にお役所で答えていただいて、本当にありがたいと思いますので、これからうまくいくといいと思います。

本間先生、何かありますか。

○本間委員 いや、特に。

○八田座長 それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。